

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第7項	指定養育医療機関の指定取消し	母子健康課

- 1 処分基準は、過去に実績がなく稀な事例であり、個別に具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上にあらかじめ処分基準等を設定することは困難である。

処分 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条第3号による被処分届

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。